

鈴鹿市新型コロナ対策緊急助け愛募金配分要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鈴鹿市新型コロナ対策緊急助け愛募金（以下「募金」という。）を支援団体等に適正かつ公平に配分するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(配分対象団体)

第2条 募金の配分の対象となる団体は、鈴鹿市内において地域福祉の推進のために社会福祉活動及び更生保護事業その他社会福祉を目的とする事業を実施する次に掲げるものとする。

- (1) 特定非営利法人
- (2) ボランティア団体
- (3) その他社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会（以下「本会」という。）会長が適当と認めた団体

(配分の対象事業)

第3条 募金の配分の対象となる事業は、前条に定める団体が実施する次に掲げるものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により必要とされる地域福祉活動を推進するため、その内容を拡充した既存事業又は新たに実施する事業
- (2) その他会長が適当と認めた事業

2 募金の配分金は、原則として、配分を受ける者（以下「受配者」という。）が直接実施する事業の経費に充てなければならない。

(配分金額)

第4条 前2条の規定により対象となる団体及び事業に対する募金の配分金額は、1団体当たり30万円を上限とする。

(募集)

第5条 会長は、募金の配分にあたっては、本会のホームページ、広報誌等により広く一般に申請の募集を周知するものとする。

(配分の申請)

第6条 募金の配分を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、「鈴鹿市新型コロナ対策緊急助け愛募金配分申請書(様式第1号)」及び「団体概況及び配分申請事業提案書(様式第2号)」に關係書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(配分の審査及び決定)

第7条 会長は、前条の規定により申請書類の提出を受けたときは、外部の委員からなる配分委員会に申請事業についての審査並びに事業採択の可否及び配分金額の決定を求めるものとする。

2 配分委員会の審査にあたっては、書面審査及び申請者からの聴取等を行うものとする。

3 会長は、配分委員会の決定を受けて、その内容を申請者に通知した後、配分額を受配者に交付する。

(配分金の使途制限)

第8条 受配者は、配分金をその目的に反して、他の用途に使用してはならない。ただし、会長に届け出の上、認められた場合は、この限りでない。

(実績報告)

第9条 受配者は、配分事業の完了後、遅くとも当該年度の末日までに「鈴鹿市新型コロナ対策緊急助け愛募金配分事業実績報告書(様式第3号)」及び「配分事業報告書(様式第4号)」に關係書類を添えて、会長に提出しなければならない。

2 受配者は、配分金の使途に関し、広く一般に周知するように努めなければならない。

(配分の取消)

第10条 会長は、申請者又は受配者が次の掲げる事項に該当するときは、配分の決定を変更し、若しくは取り消し、又は配分金の全部若しくは一部の金額を本会に返還させることができる。

- (1) 配分決定後，配分対象事業の一部を休止又は廃止した場合
- (2) 配分金を指定された事業以外に使用した場合
- (3) 配分対象事業と相違した配分申請又は実績報告を行った場合
- (4) 経理状況が極めて不良と認められた場合
- (5) その他本会の指示に従わない，又は不適當と認められた場合

(監査)

第 11 条 本会は，配分事業に関する範囲で随時，監査を行う。

2 受配者は，本会が要求するときは，必要な記録及び諸帳簿等を提示し，監査を拒むことはできない。

(配分委員会)

第 12 条 配分委員会の委員は，社会福祉法人三重県共同募金会鈴鹿市共同募金委員会会則第 10 条に規定する審査委員会の委員を充てるものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。

附 則

この要綱は，令和 2 年 6 月 22 日から施行する。